

欧州委員会、一部の加盟国のみによるEU特許の枠組創設へ向けて提案を提出

2010年12月16日

JETRO ティェッセルト・ルフセンター

欧州委員会は、12月14日、一部の加盟国のみによるEU特許の枠組創設へ向けて、EU理事会の決定を求める提案「統一的な特許保護の設立の分野における強化された協力を承認するEU理事会の決定を求める提案（Proposal for COUNCIL DECISION authorising enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection）」（COM(2010) 790 final）を提出した。

EU特許の翻訳言語については、2010年7月1日に欧州委員会から提案された英語、ドイツ語、フランス語を柱とする翻訳言語に関する規則案に基づき集中的な議論が行われていたものの、2009年12月1日に発効したリスボン条約により改定されたEU運営条約（TFEU）第118条がEU理事会の全会一致が必要であることを規定していることから、2010年後半に開催された数回のEU競争担当相理事会においても合意の見通しが立たなかった。このような状況から、12の加盟国が欧州委員会に対して「強化された協力（Enhanced Cooperation）」と呼ばれる一部の加盟国のみによる枠組創設のための提案の提出を要請していた。本提案は、この12の加盟国からの要請を受けて欧州委員会が提出したものである。

2010年12月10日にEU競争担当相理事会が開催された時点においては、11の加盟国が欧州委員会に対して正式に要請文書を送付していたが、その後、ポーランドが12月13日に要請文書を送付したと見られ、参加する加盟国数は合計で12となった。本提案に記載されている12の加盟国は以下のとおり。

デンマーク（※）、エストニア、フィンランド、フランス（※）、ドイツ（※）、リトアニア（※）、ルクセンブルク（※）、オランダ（※）、ポーランド、スロベニア（※）、スウェーデン（※）、英国（※）。

なお、上記の「※」は現行の欧州特許条約（EPC）の枠組においてロンドンアグリーメントに既に加入している国であり、その国を指定する欧州特許に対して、自国の公式言語への明細書の翻訳を要求していない。つまり、EU特許に創設によっても、権利取得の際の翻訳費用の更なる削減は見込まれない。

本提案は、EU特許について、リスボン条約によって改正されたEU条約（TEU）第20条およびEU運営条約（TFEU）第326条から第334条に規定されている「強化された協力」の制度を利用して、一部の加盟国のみで枠組を創設すること自体についてEU理事会の承認

の決定を求めるものである。今後、欧州議会の同意を得た後、特定多数決によって EU 理事会で承認される必要がある。そして、さらにその後具体的な規則案について検討が行われることとなる。本提案によれば、今後以下の法案の検討が見込まれている。

(1) 統一的な特許保護を設立する欧州議会と EU 理事会の規則のための提案。この規則案は、2009 年 12 月 4 日の EU 理事会において合意されたテキストと、議長国ベルギーによって提案された政治的方向性のドラフトのいくつかの要素に基づく可能性がある。特に、

- 統一的な特許保護は特許システムのユーザーにとって選択的であり、国内特許および欧州特許と共存すべきである。統一的な特許は、欧州特許庁 (EPO) によって付与され、統一的な基盤の上で強化された協力に参加する加盟国を指定する欧州特許の特定のカテゴリーとして存在すべきである。
- つまり、EPC に従って単一の手続が、統一的な特許と全てのその他の欧州特許に適用される。付与の時点まで、出願人は、(i)統一的な性質を持つ参加加盟国の領域において有効な欧州特許、(ii)統一的な性質を持つ参加加盟国の領域において有効であり、かつ、選択された他の EPC 締約国を指定する欧州特許、(iii)選択された EPC 締約国のみを指定する欧州特許、の選択肢を有する。
- 統一的な特許は、自立した性格のものであり、参加加盟国の領域の全体において均一の保護を提供する。統一的な特許は、その領域の全体として、付与され、譲渡され、取り消され、消滅する。

(2) 統一的な特許のための翻訳言語に関する EU 理事会の規則のための提案。この規則案は、EU 特許の翻訳言語に関する EU 理事会の規則のための欧州委員会の提案の主要要素を引き継ぐ。

- 統一的な特許の明細書は EPC 第 14 条(6)に従い EPO によって公開されると予期される。必要とされる移行措置を除いては、更なる翻訳は要求されない。そのような移行措置におけるいかなる追加の翻訳要件はバランスの取れたものであり、一時的にのみ要求され、特許システムのユーザーにとって法的安定性を保証する法的価値を持たない。いかなる場合においても、品質の客観的な評価に基づいて、高品質の機械翻訳が利用可能になった時に、移行措置は中止される。
- 翻訳は、特許システムのユーザーにとって法的安定性を保証する法的価値を持つべきではない。
- 統一的な特許に関連する紛争の場合、特許権者により特許権者の支出において特許明細書の完全な手動翻訳が提供されなければならない。
  - (a) 被疑侵害が行われた、または、被疑侵害者が居住する加盟国の公式言語へ
  - (b) (裁判所の要請に応じて) 紛争を審理する裁判所の手続言語へ
- EPO 公式言語と異なる公式言語を有する加盟国からの出願の手続の初期における EU の公式言語で出願された特許出願の EPO 公式言語への翻訳のコストの補償スキームは、

そのような翻訳を用意するための経済的および技術的支援を含む、他の欧州特許のために現在実施しているものに追加して導入されるべきである。

<参考>

#### TEU第20条

1. 欧州連合の非排他的な権限の枠組において相互に強化された協力の確立を希望する加盟国は、本条文および欧州連合運営条約第326条乃至第334条に規定される制約と詳細な取り決めに従い、条約の関連規定を適用することにより、欧州連合の機関を活用し、その権限を行使することができる。

強化された協力は、欧州連合の目標を促進し、欧州連合の利益を保護し、かつ、欧州連合の統合過程を強化することを目的とする。そのような協力は欧州連合運営条約第328条に従い、常に全ての加盟国に開かれている。

2. 強化された協力を承認する決定は、そのような協力の目的が欧州連合全体によって合理的な期間内に達成できないことが立証された場合に、少なくとも9の加盟国が参加する前提において、理事会によって最終手段として採択される。理事会は欧州連合運営条約第329条に規定される手続に従い決議する。

3. 理事会の全ての構成員は理事会の協議に参加することができるが、強化された協力に参加する加盟国を代表する理事会の構成員のみが投票に参加する。投票の規則は欧州連合運営条約第330条において規定される。

4. 強化された協力の枠組において採択された決議は、参加する加盟国のみを拘束する。その決議は、欧州連合への加盟候補国が受け入れるべき法体系全体の一部とはみなされない。

#### TFEU第118条

域内市場の確立および運営に照らし、欧州議会と理事会は、通常の立法手続きに従い、EU全域における知的財産権の統一的な保護をもたらす欧州知的財産権の創設、および、集中化したEU全域の統一的な許可、調整と管理体制の構築のための手段を確立する。

理事会は、特別立法手続きに従い、規則の手段によって欧州知的財産権のための言語の取り決めを確立する。理事会は、欧州議会に諮問した後、全会一致で決議する。

#### EPC 第 14 条 欧州特許庁、欧州特許出願及びその他の書類の言語

(1) 欧州特許庁の公式言語は、英語、フランス語及びドイツ語とする。

(2) 欧州特許出願は、これらの公式言語のうちの何れか1つの言語で提出するものとし、又は、他の言語でされた場合は、施行規則に従って何れか1つの公式言語に翻訳する。欧州特許庁における手続を通して、その翻訳文は、出願時の原文に一致させることができる。要求されている翻訳文が所定の期間内に提出されなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

(3) 施行規則に別段の定めがある場合を除き、欧州特許出願がされたときの欧州特許庁の公

式言語又は欧州特許出願が翻訳されたときの欧州特許庁の公式言語は、欧州特許庁におけるすべての手続において手続言語として用いる。

(4) 英語、フランス語又はドイツ語以外の言語を公式言語とする締約国に住所又は営業の本拠地を有する自然人又は法人、並びに外国に居住する当該締約国の国民は、当該締約国の公式言語で、期間内に提出しなければならない書類を提出することができる。ただし、施行規則に従い欧州特許庁の公式言語による翻訳文を提出する。欧州特許出願を構成する書類以外の書類が規定されている言語で提出されなかった場合又は要求された翻訳文が期間内に提出されなかった場合は、当該書類は、提出されなかったものとみなす。

(5) 欧州特許出願は、手続言語で公開する。

(6) 欧州特許の明細書は、手続言語で公開するものとし、この明細書は、欧州特許庁の他の2つの公式言語によるクレームの翻訳文を含む。

(7) 次のものは、欧州特許庁の3の公式言語で発行する。

(a) 欧州特許公報

(b) 欧州特許庁の官報

(8) 欧州特許登録簿の登録は、欧州特許庁の3の公式言語で行う。疑義のある場合は、手続言語による登録を真正なものとする。

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

[Patents: Commission opens the way for some Member States to move forward on a unitary patent](#)

－ 欧州委員会の提案は、以下参照 －

[Proposal for COUNCIL DECISION authorising enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection \(PDF\)](#)

－ EU 競争担当相理事会における 2009 年 12 月 4 日の部分合意は、以下参照 －

[欧州知的財産ニュース 2009 年 11～12 月号 \(Vol. 35\)](#)

－ 欧州委員会によって提案された翻訳言語に関する規則案は、以下参照 －

[欧州知的財産ニュース 2010 年 7～8 月号 \(Vol. 39\)](#)

－ EU 競争担当相理事会における強化された協力への議論開始については、以下参照 －

[EU 競争担当相理事会、一部の加盟国のみによるEU特許の枠組創設へ議論開始](#)

(以上)